

# 2025年度後期分授業料等免除申請について

(令和7年度からの「多子世帯の授業料等無償化」含む)

(学部生〔私費外国人留学生を除く〕)

授業料等免除申請にかかる案内を記載します。

皆さんの状況等により、必要となる手続きが異なります。

[【申請1】\(在学学生\) 高等教育の修学支援新制度を受けている学生](#)

[【申請2】\(在学学生\) 2025年10月1日の時点で高等教育の修学支援新制度を受けていない学生](#)

[【申請3】\(在学学生\) 東京海洋大学修学支援事業基金による支援のみに申請予定の学生](#)

## 【高等教育の修学支援新制度について】

学部生(※)は原則、高等教育の修学支援新制度に申し込み、日本学生支援機構給付奨学生として採用される必要があります。(※日本学生支援機構の給付奨学金に申請できる在留資格を有する在日外国人学生含む。私費外国人留学生は対象外)

高等教育の修学支援新制度：

授業料免除+給付奨学金による支援制度です。

詳細は[こちら](#)にて確認ください。

## ●令和7年度からの「多子世帯の授業料等無償化」への申請について

2025年度から 高等教育の修学支援制度の支援が拡充され、日本学生支援機構から「多子世帯」の認定を受けた学部学生は入学料(※)及び授業料が全額免除されます。(※入学料免除は入学月から給付奨学生になった者が対象)

そのため、給付奨学生に採用されていない学部生で令和7年度からの「多子世帯の授業料等無償化」による授業料等免除を申請する場合は、日本学生支援機構の給付奨学金への申請が必要です。

## 【修学支援事業基金について】

【申請3】の修学支援事業基金へ申請できる学生は、2020年度以降入学者のうち、高等教育の修学支援新制度の対象外となる学部生(※)です。(※日本学生支援機構の給付奨学金に申請できる在留資格を有する在日外国人学生含む。私費外国人留学生は対象外)

修学支援事業基金による支援：国の修学支援新制度について、支援対象外となった学生(若干名)に対して、大学への寄附金を活用して、1人10万円を支給する奨学金制度です。

## 【申請1】高等教育の修学支援新制度支援を受けている学生

2025年度前期に引き続き（高等教育の修学支援新制度による）授業料免除を希望する方は、以下の書類について必要事項を記入の上、下記担当係へ**郵送・又は窓口にて提出してください**。

**(1) 窓口での提出期間：2025年10月3日（金）～10月24日（金）（厳守）**

**※上記提出期間中に乗船実習等で提出できない場合は、10月3日（金）より前の日からの提出も受け付けます。（提出期限は10月24日（金））**

**(2) 郵送での提出期限：2025年10月24日（金）（必着）**

### 【提出書類】

#### ●全員が提出する書類

① [授業料免除申請チェックリスト（修学支援新制度（JASSO 給付奨学金）採用者用）](#)  
[（PDF形式）](#)（※ダウンロード・印刷してください）

② 免除結果通知用封筒（長形3号（120 X 235mm）、表面に110円切手を貼付、父母等連絡先の住所・氏名、学生本人の学籍番号を記入したもの）

[免除結果通知用封筒記入例（PDF形式）](#)

・令和7年度後期分より本学における「認定継続申請書A様式2」の提出は不要になりました。給付奨学金の毎年4月の在籍報告（スカラネットPSで入力報告）は必要です。授業料等減免の認定事由が変更になった学生のみ下記の「A様式2-3」を提出してください。

#### ●該当者のみ提出する書類

③ [大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式2-3）](#)（PDF形式）（※ダウンロード・印刷してください）

・10月適格認定（家計）等により認定事由が「授業料負担が困難」から「多子世帯」に変更、または「多子世帯」から「授業料負担が困難」に変更した場合に提出してください。

・2つの認定事由（「授業料負担が困難」と「多子世帯」）に同時に申請した学生や認定事由に変更がない学生は「A様式2-3」の提出の必要はありません。

**※郵送の場合は、必ず、レターパック・簡書留等 配達記録が残る方法で送付してください。**

※減免結果については**父母等連絡先の住所へ1月末まで**に郵送にて送付します。

※毎年1回、日本学生支援機構により適格認定（家計）による支援区分の見直しが行われます。スカラネット・パーソナルで2025年10月からの支援区分を確認してください。

また、毎年度末に適格認定（学業）を実施し、学業成績等に基づき支援の継続の可否等を判断

します。

## 【令和7年度からの「多子世帯の授業料無償化」について】

2025年10月時点の在学学生で日本学生支援機構給付奨学生に採用されている場合は、申請時に提出したマイナンバー情報で日本学生支援機構が多子世帯かどうかを認定し、認定されていれば授業料は全額免除となります。スカラネット・パーソナルで多子世帯に認定されているかどうかを確認してください。

2025年度後期分は2024年12月31日における住民税情報により認定されます。2025年1月1日から2025年8月31日までに出生した生計維持者の実子等がいる場合は別途、手続きが必要ですので、至急奨学係にお知らせください。

### 【給付奨学生（多子世帯含む）採用後の適格認定（学業・家計）と授業料免除について】

給付奨学生に採用された後、学業成績の判定及び支援区分の見直しがあります。

そのため、学業成績や家計の状況によっては、支援区分（支給月額）が変更になったり、支給が止まったりする場合があります。給付奨学金の区分に応じて授業料免除の金額も変更になります。学業成績等により「給付奨学生の廃止＝授業料減免の終了」となる可能性があることをご留意ください。

#### ●適格認定（学業）の詳細

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku\\_gakuryoku.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_gakuryoku.html)

2025年度から要件がより厳しく変更になっています。

[https://www.mext.go.jp/content/20240704-mxt\\_gakushi\\_100001505\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240704-mxt_gakushi_100001505_1.pdf)

#### ●適格認定（家計）の詳細

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku\\_kakei/tsujo/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/tsujo/index.html)

### ※【修学支援事業基金による奨学金について】

高等教育の修学支援新制度について、支援対象外となった学生（若干名）に対して、大学への寄附金を活用して、1人10万円を支給する奨学金制度となります。

（※申請方法は申請3のとおり）

経済状況や成績等を総合的に勘案の上選考を実施し、該当する方へは1月下旬をめどに個別に受給意思の確認等を実施します。

#### 担当係（郵送先住所）

※各自の所属キャンパスに提出ください

品川地区：学生サービス課奨学係

〒108-8477 東京都港区港南 4-5-7

越中島地区：越中島地区事務室学生支援係

〒135-8533 東京都江東区越中島 2-1-6

本件連絡先：

**g-syou☆o.kaiyodai.ac.jp**

※☆を@に変換ください。

## 【申請2】高等教育の新制度支援を受けていない学生

### 【令和7年度からの「多子世帯の授業料等無償化」も含まれます】

多子世帯の認定は日本学生支援機構が行うため、日本学生支援機構給付奨学生に採用されていない学部生（多子世帯の支援を受けていない学生含む）で令和7年度からの「多子世帯の授業料等無償化」による授業料等免除を申請する場合は、給付奨学金への申請が必要です。

なお、既に日本学生支援機構給付奨学生（多子世帯の支援も含む）に採用された学生は[申請1]で申請ください。

#### 1. 申請書類の受取

下記担当係にて書類をお受取りください。

品川地区：学生サービス課奨学係

越中島地区：越中島事務室学生支援係

#### 2. 日本学生支援機構給付奨学金への申込

日本学生支援機構給付奨学金の申込方法をご確認の上、申込をしてください。

**(2025年10月24日(金)午後5時まで)**

日本学生支援機構奨学生（給付型）の募集については[こちら](#)からご確認ください。

#### 3. 日本学生支援機構給付奨学金申請書類の提出

日本学生支援機構給付奨学金の申請書類の以下の書類について必要事項を記入の上、下記担当係へ**郵送・又は窓口にて提出**してください。

**(1) 窓口での提出期間：2025年10月3日(金)～24日(金) (厳守)**

**※上記提出期間中に乗船実習等で提出できない場合は、10月3日(金)より前の日からの提出も受け付けます。(提出期限は10月24日(金))**

**(2) 郵送での提出期限：2025年10月24日(金) (必着)**

#### 【申請時に提出する書類（給付奨学金）】

- ① 出身高校の調査書（1年生、編入生のみ）
- ② 【該当者のみ】提出が必要な書類（詳細は給付奨学金案内（電子版）P.26を参照ください）
- ③ [学修計画書（Excel形式）](#)（※ダウンロードし、記入・印刷してください）
- ④ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）（配付資料に含まれています。）

- ⑤ 免除結果通知用封筒（長形 3 号（120 X 235mm）、表面に 110 円切手を貼付、父母等連絡先の住所・氏名、学生本人の学籍番号を記入したもの）

[免除結果通知用封筒記入例（PDF 形式）](#)

- ⑥ 【該当者のみ】[「新たに生まれた子等」の数の申告書（PDF 形式）](#)（※[ダウンロード・印刷してください](#)）

多子世帯については、2025 年度後期分は 2024 年 12 月 31 日における住民税情報により日本学生支援機構が認定します。2025 年 1 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日までに出生した生計維持者の実子等がいる場合は別途手続きが必要ですので、至急、他の書類を提出する前に奨学係にお知らせください。

【採用後に提出する書類(給付奨学金)】

- ⑦ 【該当者のみ】[自宅外通学者は通学形態変更届（自宅外通学）（様式 35）（PDF 様式）](#)（※[ダウンロード・印刷してください](#)）および自宅外通学証明書類（アパートの賃貸借契約書や入寮許可証のコピー等）※給付奨学生に採用され次第、速やかに提出してください。

※ 郵送の場合は、必ず、レターパック・簡易書留等 配達記録が残る方法で送付してください。

※上記書類を提出した場合、授業料の納付を 2 月末日まで猶予することが可能となります。

なお、日本学生支援機構給付奨学金申請手続きは大学の担当係の申請書類の提出とは別に日本学生支援機構へのスカラネット（インターネット）入力とマイナンバー提出用サイトからマイナンバーの入力、「奨学金確認書兼地方税同意書」の日本学生支援機構への簡易書留による郵送手続きがありますので、日程に余裕をもって行ってください。

#### 4. 結果の送付

免除結果については[父母等連絡先の住所へ 1 月下旬まで](#)に郵送にて送付します。

※【 修学支援事業基金による奨学金について 】

高等教育の修学支援新制度について、支援対象外となった学生（若干名）に対して、大学への寄附金を活用して、1 人 10 万円を支給する奨学金制度となります。（※申請方法は申請 3 のとおり）経済状況や成績等を総合的に勘案の上選考を実施し、該当する方へは 1 月下旬をめどに個別に受給意思の確認等を実施します。

担当係（郵送先住所）

※各自の所属キャンパスに提出ください

品川地区　：学生サービス課奨学係

〒108-8477 東京都港区港南 4-5-7

越中島地区　：越中島地区事務室学生支援係

〒135-8533 東京都江東区越中島 2-1-6

本件連絡先：

**g-syou☆o.kaiyodai.ac.jp**

※☆を@に変換ください。

## 【申請3】東京海洋大学修学支援事業基金による奨学金を希望する学生

### 1. 徴収猶予 兼 修学支援事業基金申請 理由書 提出

以下の書類について必要事項を記入の上、**下記担当係へ郵送・又は窓口にて提出してください。**

#### (1) 窓口での提出期間：**2025年10月3日（金）～24日（金）（厳守）**

**※上記提出期間中に乗船実習等で提出できない場合は、10月3日（金）より前の日からの提出も受け付けます。（提出期限は10月24日（金））**

#### (2) 郵送での提出期限：**2025年10月24日（金）（必着）**

#### 【提出書類】

**[【授業料免除申請書（独自免除）](#)**（**ダウンロードし、必要な書類を印刷してください。**）を、  
下記担当係へ提出してください。

**[徴収猶予 兼 修学支援事業基金申請 理由書](#)**（**ダウンロード・印刷してください**）

※郵送の場合は、必ず、**レターパック・簡易書留等** 配達記録が残る方法で送付してください。

※上記書類を提出した場合、**授業料の納付を2月末日まで猶予することが可能となります。**

#### ※【修学支援事業基金による奨学金について】

高等教育の修学支援新制度について、認定要件に該当せず支援対象外となった学生（所得が基準額に該当しない、進学までの期間が3年以上（いわゆる3浪）の者等）に対して、大学への寄附金を活用して、1人10万円を支給する奨学金制度となります。

経済状況や成績等を総合的に勘案の上選考を実施し、該当する方へは1月下旬をめどに個別に受給意思の確認等を実施します。

※修学支援事業基金への申請は、原則、高等教育の修学支援新制度へ申請をしていることが条件となります。

高等教育の修学支援新制度について、[こちら](#)で必ず、制度を確認の上、申請について検討をするようにしてください。

担当係（郵送先住所）

※各自の所属キャンパスに提出ください

品川地区　：学生サービス課奨学係

〒108-8477 東京都港区港南 4-5-7

越中島地区　：越中島地区事務室学生支援係

〒135-8533 東京都江東区越中島 2-1-6

本件連絡先：

**g-syou☆o.kaiyodai.ac.jp**

※☆を@に変換ください。